



## 日々の暮らしの中の まちの魅力 を発信中!!

まちっこ広報部は、市内に在住・在学の小学校高学年～高校生12人が、東久留米市の魅力を発見・取材し、その内容を市の広報紙やSNSなどで発信する市の事業です。

まちっこ広報部の活動は7月31日から開始しており、10月末まで行う予定です。

その活動の一つとして、「まちっこ広報部Instagram」では毎日の暮らしの中で発見した市内の魅力を発信していきます。

皆さん、ぜひご覧ください。

☎秘書広報課 ☎042・470・7708

### まちっこ広報部 Instagramアカウント



Instagramへ投稿された写真の一部を紹介

## 市内事業者の方に “無料で”経営支援します！

「人手が足りない」「売上を上げたい」「物価高対策をしたい」「DXってよく分からない」そんな事業者の悩みについて経営支援アドバイザーが無料で訪問し、サポートします！

現在、サポートを希望する事業者の方を随時募集中です。



### 募集について

訪問場所 申込人の事業所

対 市内に事業所を有する企業(個人事業主も可)

定 先着150社

注 訪問時には経営者など役員の同席が必要です

申 申し込みフォームで

☎株式会社フォーバル ☎0120・81・4086



市HP



申し込みフォーム

### サポートの流れ

#### 経営 診断

##### 経営スタート診断

調査票(ビジネスモデルやDXといった観点(約30項目))へ回答。経営支援アドバイザーが貴社へ訪問します。

#### 評価・ 分析

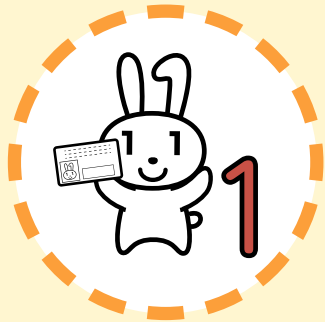
##### 会社に合わせた レポート

調査票をもとにレポートを作成し、DX推進度の可視化や同規模同業者との比較ができます。

#### 面接

##### 専門家が アドバイスを実施

デジタル化やDXを含めた事業の効率化に向けた、課題解決のアドバイスを実施します。



## マイナンバーカードがあれば 市役所に行かなくても各種証明書を 取得できます

### いつでもどこでも オンライン申請

パソコンやスマートフォンからインターネットを  
利用して申請することで、証明書が自宅に郵送で  
届きます。

※証明書発行手数料に加え、郵送料がかかります。



市庁  
(オンラインで  
できる手続き)

関課税・非課税証明書について  
＝課税課市民税係 ☎042・470・7725  
納税証明書について  
＝納税課管理係 ☎042・470・7729  
その他の証明書・コンビニ交付について  
＝市民課住民記録窓口係 ☎042・470・7722

それぞれ次の項目から申請できます

届出・証明「住民票の写しの郵送での交付」  
税・保険・年金「市・都民税課税(非課税)証明書申請」  
「納税証明書申請」

### 安くて早い コンビニ交付

コンビニなどに設置してあるマルチコピー機  
(キオスク端末)で、証明書を取得できます。

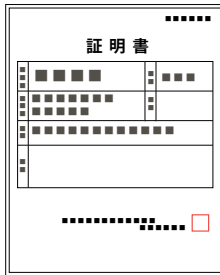
※窓口より100円安く取得できます(8年3月31日まで)



市庁  
(コンビニ交付)

### 対象の証明書

- ・住民票の写し
- ・課税・非課税証明書
- ・納税証明書
- ・印鑑登録証明書(コンビニ交付のみ)
- ・戸籍全部・個人事項証明書(コンビニ交付のみ)



### 市LINE公式アカウントを 友だち追加しておくと より便利に!

メニュー画面の  
「証明書」をタップすることで  
簡単にアクセスできます。

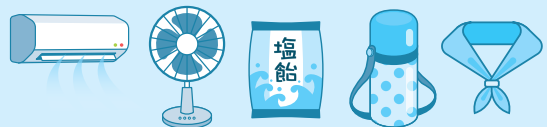


市LINE公式  
アカウント



## 今年の夏も 沸とう京

## 熱中症 から 命を守る 行動を!



市庁  
(熱中症について)

関健康課保健サービス係 ☎042・477・0022

### 予防のポイント

#### ●こまめな水分補給



起床時・活動前  
後・入浴前後・  
入眠前など、コ  
ップ1杯程度の  
水分をこまめに  
取るようにしましょう。

#### ●暑さに関する情報をチェック

暑さ指数(WBGT)や  
熱中症(特別)警戒アラ  
ートは、暑さを予測す  
る目安になります。市  
の防災防犯情報サービ  
ス「安心くるめーる」や  
都の熱中症対策ポータ  
ルサイトを活用し、暑  
さに関する情報を確認  
しましょう。



市庁  
(安心くるめーる)



都熱中症対策  
ポータルサイト

#### ●バランスの良い食事



暑さで食欲が落  
ちている時も、  
食べやすいもの  
で良いので、ま  
ずは朝ごはんか  
ら取りましょう。

#### ●しっかりと睡眠



寝室のエアコンは  
直接体に風が当た  
らないよう調整し、  
吸湿性・通気性の  
良い寝具を使いま  
しょう。

#### ●暑さ指数(WBGT)とは…

①気温②湿度③日射・輻射など周辺の熱環境の3つを  
取り入れた指数

【数値の目安】

▼28以上＝熱中症発症のリスクが高い

▼33以上＝「熱中症警戒アラート」が発表

▼都道府県内すべての暑さ指数情報提供地点で35以上  
＝「熱中症特別警戒アラート」が発表

| 暑さ指数(WBGT)         | 注意すべき生活活動の目安      | 注意事項                                                        |
|--------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|
| 危険<br>(31以上)       | すべての生活活動でおこる危険性   | 高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。              |
| 厳重警戒<br>(28以上31未満) |                   | 外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。                                  |
| 警戒<br>(25以上28未満)   | 中等度以上の生活活動でおこる危険性 | 例：ウォーキング・庭の草むしり・布団の上げ下ろしなど<br>運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。 |
| 注意<br>(25未満)       | 強い生活活動でおこる危険性     | 例：ジョギング・ランニングなど<br>一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。       |

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver. 4」(2022)より改編

| 相談内容(定員)                         | 相談日    | 時間                  | 相談員           | 予約開始日時      | 場所             | 問い合わせ先                                       |                                                      |       |                       |
|----------------------------------|--------|---------------------|---------------|-------------|----------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------|-----------------------|
| 法律相談(各日 8 人)                     | 3 日(水) | 午前10時から             | 弁護士           | 8 月28日(木)   | 市役所 2 階<br>相談室 | 各予約開始日の午前<br>8 時半から電話で生活文化課<br>☎042・470・7738 |                                                      |       |                       |
|                                  | 10日(水) |                     |               |             |                |                                              |                                                      |       |                       |
|                                  | 17日(水) |                     |               |             |                |                                              |                                                      |       |                       |
|                                  | 24日(水) |                     |               |             |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 不動産・相続・会社の<br>登記等相談(5 人)         | 3 日(水) | 午後 1 時から            | 司法書士          | 8 月26日(火)   |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 表示登記・土地の境界等<br>登記相談(4 人)         |        | 午前10時から             | 土地家屋<br>調査士   | 8 月26日(火)   |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 相続・遺言・成年後<br>見等手続き相談<br>(5 人)    | 10日(水) | 午後 1 時から            | 行政書士          | 9 月 4 日(木)  |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 税務相談(5 人)                        |        |                     | 税理士           | 9 月 9 日(火)  |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 人権・身の上相談<br>(4 人)                | 17日(水) | 午後 1 時半から           | 人権擁護委員        | 9 月11日(木)   |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 不動産取引相談<br>(5 人)                 | 4 日(木) | 午後 1 時から            | 宅地建物<br>取引士   | 8 月28日(木)   |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 交通事故相談(5 人)                      | 24日(水) |                     | 弁護士           | 9 月18日(木)   |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 年金・労災・雇用・<br>保険・人事管理等相談<br>(4 人) |        | 午前10時から             | 社会保険<br>労務士   |             |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 女性の悩みごと相談<br>(各日 4 人)            | 1 日(月) | 午前10時～<br>午後 7 時    | 女性カウンセ<br>ラー  | 8 月20日(水)   |                |                                              | 各予約開始日の午前<br>9 時から電話で男女平等推進セン<br>ター<br>☎042・472・0061 |       |                       |
|                                  | 8 日(月) |                     |               |             |                |                                              |                                                      |       |                       |
|                                  | 16日(火) |                     |               |             |                |                                              |                                                      |       |                       |
|                                  | 22日(月) |                     |               |             |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 女性弁護士による法律<br>相談(4 人)            | 5 日(金) | 午前 9 時半～<br>午後 0 時半 | 女性弁護士         | 8 月22日(金)   |                |                                              |                                                      |       |                       |
| 経営相談                             | 平日     | 午前10時半～<br>午後 4 時半  | 市商工会<br>経営指導員 | 前日まで予<br>約可 |                |                                              |                                                      | 市商工会館 | 市商工会<br>☎042・471・7577 |

| 相談内容                | 相談日                          | 時間                                       | 相談員                        | 場所                                 | 問い合わせ先                                    |
|---------------------|------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------|
| 耐震相談                | 9 月は実施しません(次回は10月10日(金)実施予定) |                                          |                            |                                    | 施設建設課<br>☎042・470・7756                    |
| 教育相談<br>※電話相談<br>も可 | 火曜～<br>土曜日                   | 午前10時～<br>午後 5 時<br>(滝山のみ水<br>曜日は 6 時まで) | 教育相談員                      | 中央相談室<br>(成美教育文<br>化会館内教育<br>センター) | 中央相談室<br>☎042・473・3667                    |
|                     | 月曜～<br>金曜日                   |                                          |                            | 滝山相談室<br>(西部地域セ<br>ンター内)           | 滝山相談室<br>☎042・475・8909                    |
| 母子・父子<br>相談         | 開庁日                          | 午前 8 時半～<br>午後 5 時                       | 母子・父子<br>自立支援員             | 市役所 2 階<br>児童青少年課                  | 児童青少年課<br>☎042・470・7736                   |
| 知的障害者<br>相談         | 10日(水)                       | 午前10時～<br>正午                             | 知的障害者相<br>談員               | 市役所 1 階<br>相談室                     | 障害福祉課<br>☎042・470・7747<br>FAX042・475・8181 |
| 心身障害者<br>(児)相談      | 平日                           | 午前 9 時～<br>午後 5 時                        | さいわい福祉<br>センター<br>支援員      | さいわい福祉<br>センター                     | さいわい福祉セン<br>ター<br>☎042・477・2711           |
| 職業相談                | 開庁日                          |                                          | ハローワーク<br>三鷹職員             | 市役所 2 階<br>ワークコーナ                  | 直接会場で                                     |
| 住宅増改築<br>相談         | 11日(木)                       | 午前10時～<br>正午、午後 1<br>時～ 4 時              | 市住宅増改築<br>等幹旋事業登<br>録団体協議会 | 市役所 1 階<br>屋内ひろば                   |                                           |
| 消費者相談               | 平日                           |                                          | 消費生活相談<br>員                | 市役所 2 階<br>生活文化課                   | 市消費者セン<br>ター<br>☎042・473・4505             |
| 行政相談                | 10日(水)                       | 午前10時～<br>正午                             | 行政相談委員                     | 市役所 2 階<br>生活文化課                   | 生活文化課<br>☎042・470・7738                    |
| 生活困窮者<br>自立相談       | 開庁日                          | 午前 9 時～<br>午後 4 時                        | 相談支援員                      | 市役所 1 階<br>福祉総務課                   | 福祉総務課<br>☎042・470・7741                    |



## 「アラート」全国一斉 情報伝達試験

「アラート」(全国瞬時警報システム)の全国一斉情報伝達試験を次の日程で行います。

日8月20日(水)午前11時頃  
内防災行政無線から「これはアラートの試験です」との試験放送が流れます。  
災害の発生などにより、中止となる場合があります  
防災防犯課 ☎042・470・7769



国民保護  
ポータルサイト

## 日常生活での事故から こどもの身を守る

東京消防庁管内では、1日に平均39人のこども(12歳以下)が救急車で搬送されています。特に1歳児、2歳児が多くなっています。

◎「転落・墜落」「窒息・誤飲」「おぼれ」には十分に注意しましょう

こどもは日々成長し、その成長に応じて様々な事故が起こります。ベランダにこどもが登れるようなものを置いていませんか? 飲むと危険性が高いものを知っていますか? こどもが入浴中に目を離したりしていませんか? こどもの事故は、同じような年齢で同じような事故が繰り返して起きています。過去の事例を知り、予防対策をしましょう。



都公式YouTube  
(こどもの転落防止)

他都公式YouTubeでは、こどもの転落防止についての動画を公開しています  
関東久留米消防署防災安全係 ☎042・471・0119

## 環境影響評価書案に係る見解書の縦覧・閲覧

事業所から「(仮称)グロブライドみらいフィールドプロジェクト」に関する環境影響評価書案に係る見解書が提出されたため、公示の上、縦覧等を行います。  
縦覧・閲覧期間 9月3日(水)～22日(月)

縦覧場所 市環境政策課(市役所5階)、都環境局総務部環境政策課(都庁第二本庁舎19階)、都多摩環境事務所管理課(立川合同庁舎3階)、小平市役所環境政策課(市役所4階)

閲覧場所 市政情報コーナー(市役所1階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館(各施設の閉庁日・休館日を除く)

他詳しくは都環境局総務部環境政策課 ☎042・470・7753

## 柳泉園組合で火災が発生しました

7月30日午後3時45分頃、柳泉園組合グリーンポートのごみピット内において火災が発生しました。この火災における人的被害および設備の損傷はありませんでした。



## お知らせ



火災現場の様子

しかし、火災によって作業員の事故や機械設備の故障が発生し、ごみ処理が滞ってしまう場合があります。火災事故などを未然に防ぐために、市の定められているルールに従ったごみの分別排出にご理解・ご協力をお願いします。

人27・1階  
閲覧場所 市政情報コーナー(市役所1階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市庁で閲覧いただけます  
※各施設の閉庁日・休館日を除く  
関行政経営課 ☎042・470・7704



市庁

## 事務報告書の公表

事務報告書は、市の事務事業の概要、事業費、取り組み内容などを取りまとめた「施策報告書」「市民アンケート調査」や「利用者モニタリング」などを総称したもので、市民目線による行政需要の把握や市民に対する説明責任を果たすものです。

このたび、7年度の実務報告書が取りまとめられましたので、市庁で公表します。  
関行政経営課 ☎042・470・7704

## 市民アンケート調査 結果の公表

市では、市の事業に対する市民の皆さんの声をお聞きし、その成果や実績などを把握するために、18歳以上の市民の中から無作為に抽出した3000人を対象に7年度市民アンケート調査を行いました。

このたび、同調査の結果がまとまりましたので、お知らせします。ご協力ありがとうございました。



市庁

## 都営住宅(東久留米市地元割当)の入居者募集

8月18日(月)から都営住宅のシルバーピア(高齢者集合住宅)の入居者を募集します。

種類・対象 単身者向け ▼ 前沢二丁目(前沢2-16) 11戸(1DK) ▼ 大門町二丁目



(大門町2-12) 113戸(1DK) ▼ 中央町二丁目(中央町2-13他) 112戸(1DK)  
2人世帯向け ▼ 柳澤二丁目(柳澤3-13) 112戸(2DK)  
申込資格 申込者が市内に継続して3年以上居住していること、65歳以上であることなど  
※8月上旬に実施された東京都の定期募集に申し込んでいる場合でも申し込み可能ですが、両方に当選した場合には、どちらか一方を辞退する必要があります。  
案内配布期間・場所 8月18日(月)～9月1日(月)(閉庁日時を除く)に、都市計画課(市役所5階)、総合案内(市役所1階)、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センターで  
申込方法・期限 9月1日(月)までに(消印有効)、募集案内に同封の申込用紙・封筒に必要事項を記入の上、郵送または同課へ持参を  
他詳細は募集案内をご確認ください  
関同課計画調整担当 ☎042・470・7762



## ラジオで、みんなで地震への備えを！

# ラジオシェイクアウト訓練



コミュニティFM局「TOKYO854くるめら」の番組内で、自宅のできる「シェイクアウト訓練」を実施します。「TOKYO854くるめら」が聴けるラジオやアプリを入れたスマートフォンがあれば誰でも参加することができます。

日8月26日(火)午前11時～11時54分

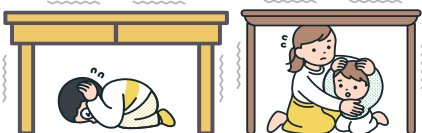
内▼番組名=ラジオで防災！シェイクアウト訓練

▼参加方法=当日、FMラジオ(85・4MHz)またはスマホやパソコンで番組をお聴きください(できるだけ事前登録をお願いします)。

※事前登録方法など、詳細は特設ページをご覧ください。

他シェイクアウト訓練とは、2008年にアメリカで始まった、地震の際の安全確保行動である「命を守る3動作」を約1分間で行う防災訓練です

関防災防犯課防災・防犯担当 ☎042・470・7769



特設ページ



事前登録  
フォーム

ラジオで、みんなで地震への備えを！  
ラジオシェイクアウト訓練

DROPI COVERI HOLDONI

8月26日(火)  
午前11時から

ラジオシェイクアウト訓練 実施要領  
1. 地震発生を知らせる地震速報が放送されたとき、ラジオを聴きながら「ラジオで防災！シェイクアウト訓練」の音声に従って行動してください。  
2. 地震発生を知らせる地震速報が放送されたとき、ラジオを聴きながら「ラジオで防災！シェイクアウト訓練」の音声に従って行動してください。  
3. 地震発生を知らせる地震速報が放送されたとき、ラジオを聴きながら「ラジオで防災！シェイクアウト訓練」の音声に従って行動してください。

※ラジオで防災！シェイクアウト訓練は、ラジオを聴きながら「ラジオで防災！シェイクアウト訓練」の音声に従って行動してください。  
※ラジオで防災！シェイクアウト訓練は、ラジオを聴きながら「ラジオで防災！シェイクアウト訓練」の音声に従って行動してください。  
※ラジオで防災！シェイクアウト訓練は、ラジオを聴きながら「ラジオで防災！シェイクアウト訓練」の音声に従って行動してください。

TOKYO854  
くるめら

第十二回特別弔慰金の受け付け

戦後80年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の御遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給しています。

第十二回特別弔慰金の請求期限は10年3月31日までです。手続きがお済みでない方はお早めに福祉総務課へ請求書類をご提出ください。

福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7777(内線2510)・2512

特設行政相談所

国・都・市などの行政機関やJR・NTTなどの公共性の高い法人、公的行政機関から委任され補助金を受けている法人などについて、苦情や意見・要望はありませんか。そんなときは「行政相談委員」が相談に応じます。行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者です。

☎8月27日(水)午後1時半～4時  
場市役所1階屋内ひろば  
費無料  
申当日会場  
問生活文化課 ☎042・470・7738

「東久留米市放課後子供教室運営業務委託」に係る公募型プロポーザルの実施

市では、市内全小学校(12校)の放課後子供教室の運営に関する業務を行う委託事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。参加希望事業者は、市HPに掲載の実施要領などを参照し、期限までに応募してください。

託事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。参加希望事業者は、市HPに掲載の実施要領などを参照し、期限までに応募してください。

実施要領配布 8月15日(金) 9月1日(月)に市HPまたは生涯学習課(市役所6階)で

とめました。今後、中間のまとめに対する皆さんからのご意見・ご提案を参考に、整備方針を策定してまいります。

提出期限など  
参加表明書 9月1日(月)までに(必着)、メールで提出を(一部書類は郵送)

意見等の提出方法 8月29日(金)までに、都の窓口へ持参、郵送(〒163-8001、東京都都市整備局都市基盤部 街路計画課宛て、  
☎0000179@section.metro.tokyo.jp)、FAX(03・5388・1354)または都HPのフォームメールで

企業提案書 10月1日(水)までに(必着)、メールで提出を ※参加資格審査により参加資格を認められた団体のみ提出できます。

※参加資格審査により参加資格を認められた団体のみ提出できます。

共通事項 ▼応募内容、提出先などは実施要領をご確認ください ▼郵送の宛先 〒203-8555、市役所生涯学習課宛て ▼持参での受け付けは行いません

問生涯学習課生涯学習係 ☎042・470・7784

官公署 など



市HP

「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)中間のまとめ」の公表 およびご意見等募集

都と特別区および26市2町では、「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)中間のまとめ」を取りま



市HP



都HP

無料不動産相談所

不動産に関する一般相談(法律、税務、売買、賃貸など)を無料で受けします。

☎9月6日(土)午前10時～午後4時  
場西武新宿線田無駅北口、アスタビル2階センターコート

師弁護士、税理士、相談員 費無料



問公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック北多摩支部 ☎0422・26・5891

地域福祉権利擁護事業生活支援員募集説明会

認知症や知的・精神の障がいなどにより、日常生活に不安のある方が安心して地域で暮らすため、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業の生活支援員を募集します。まずは説明会にご参加ください。

☎9月9日(火)午前10時～11時半  
☎9月11日(木)午後2時～3時半  
場わくわく健康プラザ2階 社協会議室

問市内在住の方  
各開催日の前日午後5時までに、氏名・年齢・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛てに電話または申し込みフォームで

問同担当 ☎042・479・6294



申し込みフォーム

第43回

いのちががやけ 作品展

☎9月27日(土)午後1時～5時、28日(日)午前10時～午後5時、29日(月)午前10時～午後4時半

場市役所1階屋内ひろば  
他運営は、市手をつなぐ親の会  
問市社会福祉協議会 ☎042・475・0739



「楽しい風景」 堀金 周平さんの作品

障がいを持つ方と持たない方の相互理解を目的として始まった作品展です。市内の未就学児童から特別支援学級の児童・生徒、各団体、生涯現役の方々の絵画・写真・書・折り紙・工作など例年900点近い作品が展示されます。

市民伝言板

会員募集

◆アザミの会=☎月4回。水曜日正午～午後5時 場滝山団地西集会所 費会費月1,000円 他高齢者の健康を目的とした麻雀の会です 問永田 ☎042・477・8477

◆はじまりの家そら=☎月1回。毎月第1金曜日午前10時～11時 場はじまりの家 費無料 他みんなのかいごフリートークの会で集まって、ひと休みしながら話ませんか? 問飯田 ☎042・420・5040

◆ばらの会=☎月2回。土曜日午後1時～3時 場スペース105(市役所向かい) 他 費会費月2,000円 他優しい先生と一緒にばらの会でステップを踏んでみませんか 問阿久津 ☎042・476・1106

◆観世流 小鼓「藤菜会」東久留米教室=☎月2回。不定期 場生涯学習センター 費会費月3,000円 他6月から観世流の先生のもと7人で活動。小鼓を打ってみませんか 問荒本 ☎042・478・5206

催し

◆滝山・前沢みんなの夏祭り(NPO法人東久留米ふれあいの街)=☎8月23日(土)・24日(日)、いずれも交通規制午後4時～8時半 場滝山中央通りおよび周辺地域 費無料 他駐車場はありません。車でのご来場はご遠慮下さい。祭り終了午後9時 問横井 ☎080・6729・1636



◆いちばでフリマ! (東久留米卸売市場)=☎10月5日(日)午前9時～午後2時 場東久留米卸売市場裏の駐車場 費無料 他フリーマーケットを開催します。詳細は東久留米卸売市場 問 問岸 ☎042・471・2231

